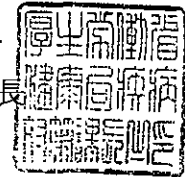


健疾発1030第3号
平成21年10月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局
疾病対策課長



特定疾患治療研究事業における軽快者基準について

特定疾患治療研究事業については、昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、対象疾患の追加にともない、本事業における軽快者に関する基準について、別紙の疾患に対して下記のとおり定め、本日から適用することとしたので、通知する。

また、平成17年5月13日健疾発第0513002号当職通知「特定疾患治療研究事業における軽快者の基準について」については、平成21年10月30日付けで廃止する。

記

治療の結果、次の全てを1年以上満たした者を「軽快者」とする。

- 1 疾患特異的治療が必要ない。
- 2 臨床所見が認定基準を満たさず、著しい制限を受けることなく就労等を含む日常生活を営むことが可能である。
- 3 治療を要する臓器合併症等がない。

別紙

軽快者基準対象疾患一覧表

| NO | 疾患番号 | 疾患名 |
|----|------|--|
| 1 | 1 | ベーチェット病 |
| 2 | 3 | 重症筋無力症 |
| 3 | 4 | 全身性エリテマトーデス |
| 4 | 6 | 再生不良性貧血 |
| 5 | 7 | サルコイドーシス |
| 6 | 9 | 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 |
| 7 | 10 | 特発性血小板減少性紫斑病 |
| 8 | 11 | 結節性動脈周囲炎 |
| 9 | 12 | 潰瘍性大腸炎 |
| 10 | 13 | 大動脈炎症候群 |
| 11 | 14 | ビュルガー病 |
| 12 | 15 | 天疱瘡 |
| 13 | 17 | クローン病 |
| 14 | 19 | 悪性関節リウマチ |
| 15 | 22 | 後縦靭帯骨化症 |
| 16 | 24 | モヤモヤ病（ウイルス動脈輪閉塞症） |
| 17 | 25 | ウェゲナー肉芽腫症 |
| 18 | 28 | 表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型） |
| 19 | 29 | 膿疱性乾癬 |
| 20 | 30 | 広範脊柱管狭窄症 |
| 21 | 33 | 特発性大腿骨頭壊死症 |
| 22 | 34 | 混合性結合組織病 |
| 23 | 36 | 特発性間質性肺炎 |
| 24 | 42 | バッド・キアリ症候群 |
| 25 | 49※ | 慢性炎症性脱髄性多発性神経炎 |
| 26 | 50※ | 肥大型心筋症 |
| 27 | 51※ | 拘束型心筋症 |
| 28 | 52※ | ミトコンドリア病 |
| 29 | 55※ | 黄色靭帯骨化症 |
| 30 | 56※ | 間脳下垂体機能障害 (PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、 ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、 クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症) |

※ 今回新たに対象となる疾患